島根県報

令和２年９月30日（水）

号外 第 115 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【公　告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表　（人　事　課）　2

公　　告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第４条第１号の規定により、次のとおり公表する。

令和２年９月30日

島根県知事　丸　山　達　也

１　島根県の給与・定員管理等について

⑴　総括

ア　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和２年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）30年度の人件費率
令和元年度	人 679,324	千円 464,501,474	千円 9,478,650	千円 122,054,507	% 26.3	% 26.2

イ　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B／A	（参考）都道府県平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人 12,574	千円 56,008,282	千円 7,532,516	千円 20,152,638	千円 83,693,436	千円 6,656	千円 －

（注）１　「職員手当」には、退職手当を含まない。

２　「職員数」は、平成31年４月１日現在の人数である。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ　特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和元年島根県条例第４号）に基づき、令和５年４月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当（退職手当を除く。）のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ　ラスパイレス指数の状況

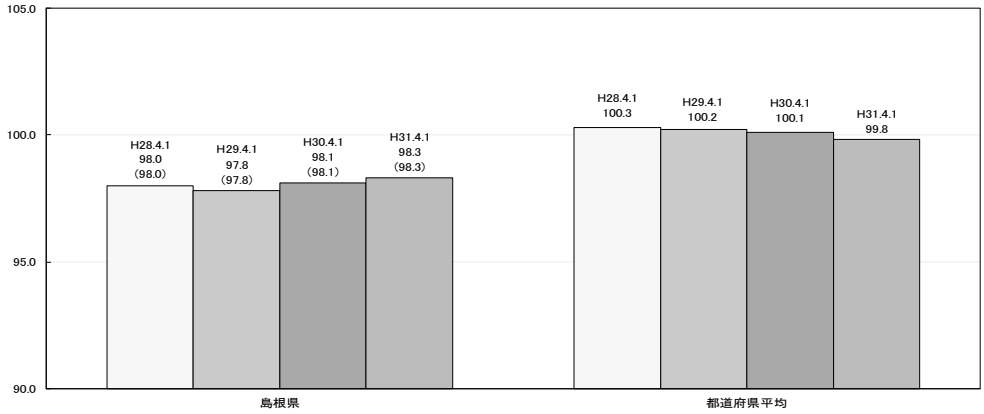

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

オ　給与改定の状況（平成31年４月１日実施）

(ｱ)　月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成31年４月１日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和元年度	円 359,660	円 359,261	円 399 0.11%	% 0.11	% 0.11	% 0.09

（注）　「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(ｲ)　特別給

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数　B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和元年度	月 4.13	月 4.10	月 0.03	月 0.05	月 4.15	月 4.50

（注）　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ　給与制度の総合的見直しの実施状況について

(ｱ)　給料表の見直し

a　給料表の改定実施時期

平成27年４月１日

b　内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約２％（最大約４％）引下げ。激変緩和のため、５年間（令和２年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(ｲ)　地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施（島根県内は支給なし）

(ｳ)　その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年４月１日実施）

⑵　職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和２年４月１日現在）

(ｱ)　一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	43.0歳	323,032円	399,559円	350,622円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

(ｲ)　高等学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.8歳	382,964円	425,665円
都道府県平均	－歳	－円	－円

(ｳ)　小・中学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.3歳	370,211円	410,795円
都道府県平均	－歳	－円	－円

(ｴ)　警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)

島根県	38.3歳	322,848円	421,338円	350,240円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和２年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		島根県	国
一般行政職	大　学　卒	183,220円	182,200円
	高　校　卒	151,443円	150,600円
高等学校教育職	大　学　卒	205,142円	－
小・中学校教育職	大　学　卒	205,142円	－
警　察　職	大　学　卒	212,784円	211,400円
	高　校　卒	177,488円	173,400円

ウ　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,555円	355,219円	379,344円	397,952円
	高校卒	221,055円	291,796円	355,198円	371,596円
高等学校教育職	大学卒	315,620円	392,888円	420,695円	434,019円
小・中学校教育職	大学卒	314,899円	390,522円	413,130円	423,860円
警　察　職	大学卒	284,123円	377,308円	403,004円	416,340円
	高校卒	259,081円	342,783円	393,362円	409,956円

⑶　一般行政職の級別職員数等の状況

ア　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事、技師	人 447	% 12.2	146,918円	248,986円
２　級	主任主事、主任技師	人 435	% 11.9	196,594円	305,903円
３　級	主任	人 664	% 18.1	232,796円	351,960円
４　級	企画員	人 782	% 21.4	265,679円	383,133円
５　級	グループリーダー	人 771	% 21.1	291,322円	395,200円
６　級	課長	人 470	% 12.8	320,987円	412,497円
７　級	課長	人 29	% 0.8	364,932円	447,391円
８　級	次長	人 39	% 1.1	410,385円	471,224円
９　級	部長	人 24	% 0.7	460,967円	530,454円

（注）１　「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

２　「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第１号）に基づく給

料表の級区分による職員数である。

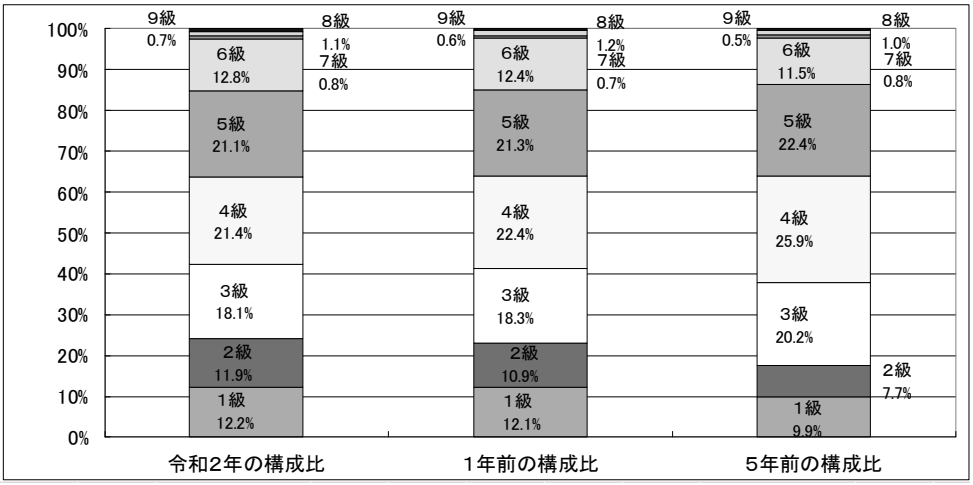

イ　国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和２年４月１日現在）

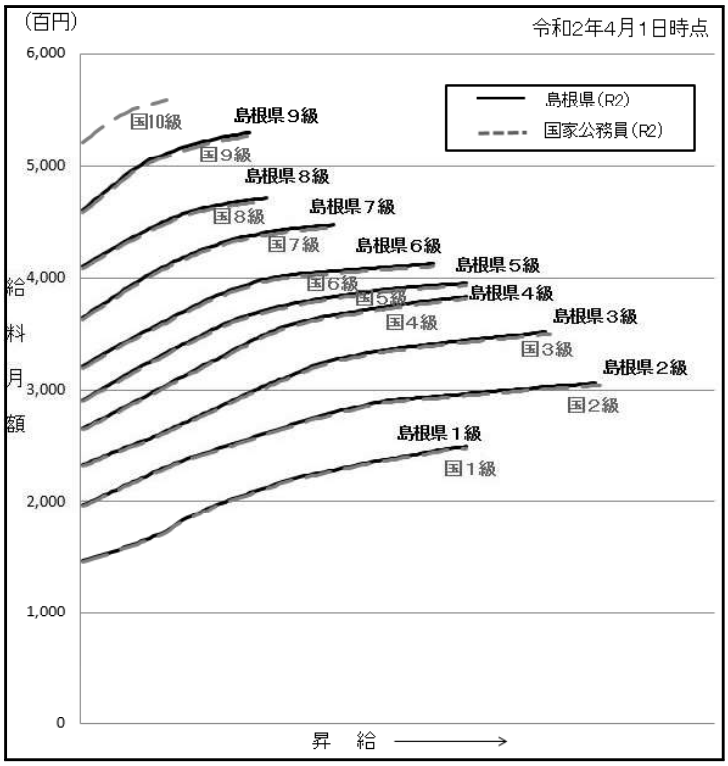

ウ　昇給への人事評価の活用状況（島根県）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

⑷　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

島　根　県		国	
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,472千円		―	
（令和元年度支給割合）		（令和元年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.75 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.25)月分	(0.95)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20％ 管理職加算　15～25％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20％ 管理職加算　10～25％	

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（島根県）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

イ　退職手当（令和２年４月１日現在）

島　根　県			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２～20％加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２～45％加算）		
１人当たり平均支給額	3,748千円	21,578千円			

（注）　「１人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度）	64,867千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	712,820円

支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20％	28人	20％
大阪府大阪市	16％	11人	16％
愛知県名古屋市	15％	1人	15％
広島県広島市	10％	8人	10％
広島県呉市	4.5％	3人	0％

岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,565人	0%
医師・歯科医師	16%	20人	16%
平均支給率		16.2%	16.0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.3 (98.3)

（注）１　広島県呉市の３人は、地方自治法第252条の17の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき広島県の関係規定により地域手当を支給している。

２　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度）		557,882千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）		78,189円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		56.6%
手当の種類（手当数）		57
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		税務特別手当

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度）	2,688,046千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	510千円
支給実績（平成30年度）	2,681,038千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度）	509千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算　5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表８級職員にあっては、3,500円とし、同給料表９級職員にあっては、支給しない（行政職給料表８級及び行政職給料表９級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	－	千円 1,537,249	円 251,226
住居手当	借家・借間居住者	同じ	－	千円	円

	家賃23,000円以下の場合　家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×(家賃－23,000円)			749,485	272,243
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額　55,000円 交通用具使用者 ２キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,185,087	円 107,277
単身赴任手当	支給額　30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国:距離により8,000円～70,000円）。	千円 303,850	円 434,692
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額)　2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 97,006	円 1,469,790
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額　41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 938,849	円 666,797
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額　(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×４％～16％	同じ	－	千円 181,284	円 448,722
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　異動時の給料及び扶養手当の月額×２％～６％	同じ	－	千円 81,879	円 202,170
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×４％～25％			千円 318,346	円 355,296
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　給料及び扶養手当の月額×２％～４％			千円 41,120	円 148,987
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額　定時制（夜間）　１日　900円 通信制（日曜日）１日　2,400円			千円 10,559	円 118,643
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額　実習を伴う授業　授業１時間　300円 週休日等に行われる業務 １日　600円又は1,200円			千円 21,179	円 84,714
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額　8,000円			千円 484,132	円 64,285
休日勤務手当	支給額　休日勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額	千円 233,953	円 98,507

			の算出方法が異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した時支給 支給額　夜間勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 63,926	円 72,151
宿日直手当	支給額（勤務１回につき） 2,200円～30,000円	同じ	－	千円 412,223	円 176,692
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　4,000円～12,000円 （実働時間が６時間を超える場合　6,000円～18,000円） 平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　2,000円～6,000円	同じ	－	千円 6,980	円 33,081
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額　給料月額×6/100			千円 29,558	円 222,243
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（１日につき）　3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（１日につき）　3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（１日につき）　3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

⑸　特別職の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,116,000円　（1,240,000円）
	副知事	892,400円　（970,000円）
報酬	議長	940,000円
	副議長	820,000円
	議員	760,000円
期末手当	知事	（令和元年度支給割合） 3.25月分
	副知事	
	議長	（令和元年度支給割合） 3.25月分
	副議長	
	議員	
退職手当		（算定方式）　（１期の手当額）　（支給時期）
	知事	124万円×在職月数×0.494　2,940.29万円　任期毎
	副知事	97万円×在職月数×0.349　1,624.94万円　任期毎
	備考	知事について10％、副知事については５％のカットを実施

（注）１　「給料」及び「報酬」の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　「退職手当」の「(１期の手当額)」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

⑹　職員数の状況

ア　部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）（各年４月１日現在）

区分 部門			職員数 令和２年	職員数 平成31年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	21	21	0	
		総務	532	521	11	国体準備、女性活躍の推進等による増
		税務	106	108	▲ 2	
		民生	245	241	4	
		衛生	462	465	▲ 3	
		労働	51	52	▲ 1	
		農林水産	891	908	▲ 17	組織の統廃合等による減
		商工	185	186	▲ 1	
		土木	777	786	▲ 9	業務整理による減
		計	3,270	3,288	▲ 18	（参考：人口10万当たり職員数　470.94人）
	教育部門		7,450	7,451	▲ 1	
	警察部門		1,832	1,835	▲ 3	
	小計		12,552	12,574	▲ 22	（参考：人口10万当たり職員数1,807.73人）
公営企業等会計部門	病院		1,145	1,162	▲ 17	病棟再編による減
	水道		24	20	4	
	下水道		20	20	0	
	その他		77	81	▲ 4	
	小計		1,266	1,283	▲ 17	
合計			13,818 [15,295]	13,857 [15,248]	▲ 39 [47]	（参考：人口10万当たり職員数1,990.06人）

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

イ　年齢別職員構成の状況（令和２年４月１日現在）

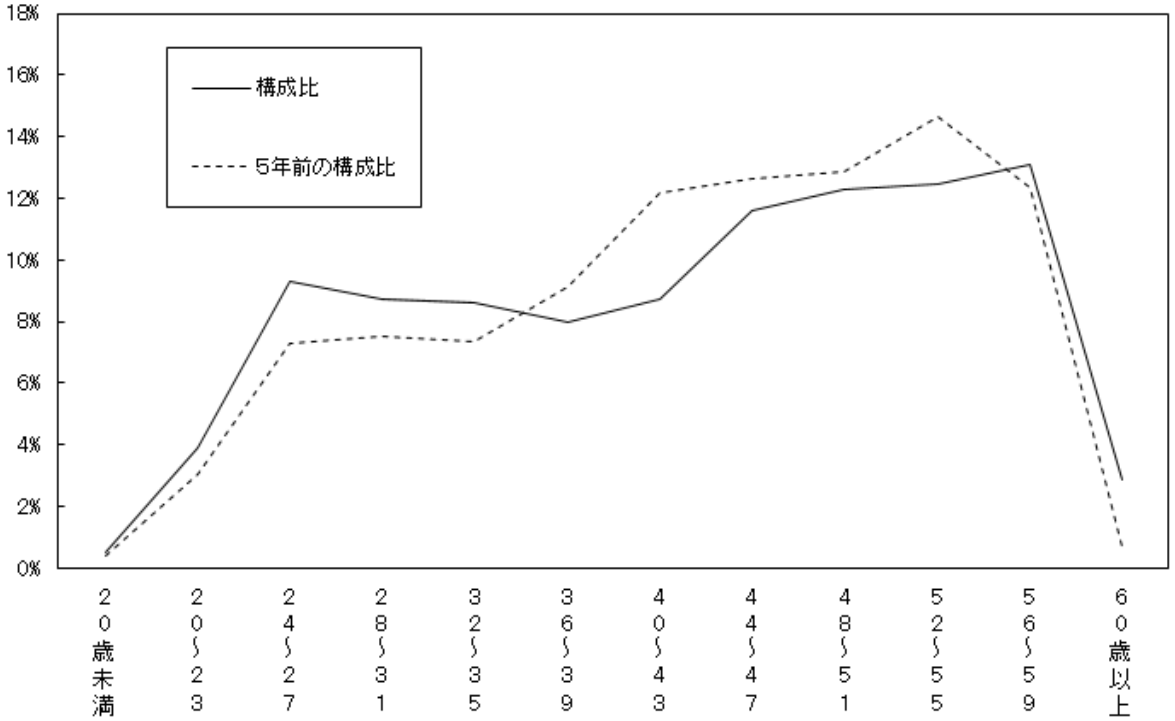

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 69	人 540	人 1,283	人 1,204	人 1,186	人 1,099	人 1,209	人 1,602	人 1,699	人 1,720	人 1,808	人 399	人 13,818

ウ　職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	3,268	3,239	3,260	3,268	3,288	3,270	2（　0.6%）
教育	7,613	7,605	7,554	7,470	7,451	7,450	▲163（▲2.1%）
警察	1,817	1,820	1,825	1,831	1,835	1,832	15（　0.8%）
消防							
普通会計計	12,698	12,664	12,639	12,569	12,574	12,552	▲146（▲1.1%）
公営企業等会計計	1,140	1,154	1,194	1,232	1,283	1,266	126（11.1%）
総合計	13,838	13,818	13,833	13,801	13,857	13,818	▲　20（　0.1%）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

⑺　公営企業職員の状況

ア　企業局

(ｱ)　総括

ａ　定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10％程削減する計画について達成した。

(ｲ)　水道事業

ａ　職員給与費の状況

(a) 決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 1,904,916	千円 66,937	千円 158,649	% 8.3	% 8.5

区　分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B／A	(参考) 都道府県平均１人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人 20	千円 77,438	千円 17,151	千円 29,571	千円 124,160	千円 6,208	千円 －

（注）１　「職員手当」には、退職手当を含まない。
　　２　「職員数」は、令和２年３月31日現在の人数である。

b　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.3歳	349,654円	541,915円
（参考）一般行政職	43.0歳	333,269円	514,996円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c　職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（水道事業）	島根県
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,479千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,472千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和２年４月１日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２～20%加算）		
１人当たり平均支給額		22,451千円	１人当たり平均支給額	3,748千円	21,578千円

（注）　「島根県（企業局職員）」の「１人当たり平均支給額」は、平成29年度から令和元年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「１人当たり平均支給額」は、令和元年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和２年４月１日現在）
支給対象なし

(d)　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給総額（令和元年度）		608千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）		46,769円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		65.0%
手当の種類（手当数）		4
手当の名称	特殊現場作業従事手当　水質検査業務従事手当　用地等交渉手当　夜間特殊業務手当	

(e)　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度）	4,740千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	279千円
支給実績（平成３０年度）	4,498千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度）	237千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f)　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算　5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表８級職員にあっては、3,500円とし、同給料表９級職員にあっては、支給しない（行政職給料表８級及び行政職給料表９級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	－	千円 2,970	円 198,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合　家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×(家賃－23,000円)	同じ	－	千円 1,296	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額　55,000円 交通用具使用者 ２キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,430	円 135,000
単身赴任手当	支給額　30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～58,000円）	異なる	加算額が異なる（国:距離により8,000円～70,000円）。	千円 1,296	円 432,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額)　2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国：俸給の特	千円	円

手当	の定額 支給額　41,600円～130,300円		別調整額として支給	2,063	1,031,400
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額　(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×４％～16％	同じ	－	実績なし	実績なし
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　異動時の給料及び扶養手当の月額×２％～６％	同じ	－	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額　休日勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,037	円 94,249
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した時支給 支給額　夜間勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 712	円 177,930
宿日直手当	支給額(勤務１回につき) 2,200円～30,000円	同じ	－	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　4,000円～12,000円 （実働時間が６時間を超える場合　6,000円～18,000円） 平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　2,000円～6,000円	同じ	－	実績なし	実績なし

(ｳ)　工業用水道事業

a　職員給与費の状況

(a)　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 197,199	千円 9,238	千円 27,912	% 14.2	% 12.3

区　分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B／A	(参考) 都道府県平均１人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和元年度	人 4	千円 13,368	千円 3,647	千円 5,023	千円 22,038	千円 5,510	千円 －

（注）１　「職員手当」には、退職手当を含まない。

２　「職員数」は、令和２年３月31日現在の人数である。

b　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	34.5歳	283,086円	442,386円
（参考）一般行政職	43.0歳	333,269円	514,996円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c　職員の手当の状況

(a)　期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）	島　根　県
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,256千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,472千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20％ 管理職加算　15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20％ 管理職加算　15～25％

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b)　退職手当（令和２年４月１日現在）

島根県（企業局職員）			島　根　県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２～20％加算）			定年前早期退職特例措置（２～20％加算）		
１人当たり平均支給額	22,451千円		１人当たり平均支給額	3,748千円	21,578千円

（注）　「島根県（企業局職員）」の「１人当たり平均支給額」は、平成29年度から令和元年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「１人当たり平均支給額」は、令和元年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c)　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給対象なし

(d)　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給総額（令和元年度）		310千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）		77,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		100.0％
手当の種類（手当数）		4
手当の名称	特殊現場作業従事手当　水質検査業務従事手当　用地等交渉手当　夜間特殊業務手当	

(e)　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度）	367千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	92千円
支給実績（平成３０年度）	316千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度）	105千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f)　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元

					年度)
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算　5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表８級職員にあっては、3,500円とし、同給料表９級職員にあっては、支給しない(行政職給料表８級及び行政職給料表９級には、これらに相当する職務の級を含む。)。	同じ	－	千円 738	円 246,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合　家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×(家賃－23,000円)	同じ	－	千円 618	円 309,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額　55,000円 交通用具使用者 ２キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 684	円 171,000
単身赴任手当	支給額　30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円～70,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額)　2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額　41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額　(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×４％～16％	同じ	－	実績なし	実績なし
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　異動時の給料及び扶養手当の月額×２％～６％	同じ	－	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額　休日勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 510	円 127,581
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した時支給 支給額　夜間勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 420	円 139,976
宿日直	支給額(勤務１回につき)	同じ	－	実績なし	実績なし

手当	2,200円～30,000円				
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　4,000円～12,000円 （実働時間が６時間を超える場合　6,000円～18,000円） 平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　2,000円～6,000円	同じ	－	実績なし	実績なし

(ｴ)　電気事業

a　職員給与費の状況

(a)　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 2,739,137	千円 ▲ 784,556	千円 478,818	% 17.5	% 24.5

区分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B／A	（参考）都道府県平均１人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人 63	千円 255,410	千円 54,087	千円 99,753	千円 409,250	千円 6,496	千円 －

（注）１　「職員手当」には、退職手当を含まない。
　　２　「職員数」は、令和２年３月31日現在の人数である。

b　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	45.2歳	344,256円	519,912円
（参考）一般行政職	43.0歳	333,269円	514,996円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c　職員の手当の状況

(a)　期末手当・勤勉手当

島根県（電気事業）	島根県
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,583千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,472千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　2.40 月分　(1.25)月分 勤勉手当　1.75 月分　(0.95)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　2.40 月分　(1.25)月分 勤勉手当　1.75 月分　(0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b)　退職手当（令和２年４月１日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分

最高限度額　47.709月分　47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２～20％加算） １人当たり平均支給額　22,451千円	最高限度額　47.709月分　47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２～20％加算） １人当たり平均支給額 3,748千円　21,578千円

（注）　「島根県（企業局職員）」の「１人当たり平均支給額」は、平成29年度から令和元年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「１人当たり平均支給額」は、令和元年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c)　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度）		892千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）		891,969円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20％	1人	20％

(d)　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給総額（令和元年度）	1,223千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	39,452円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	49.2％
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当　水質検査業務従事手当　用地等交渉手当　夜間特殊業務手当

(e)　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度）	18,648千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	359千円
支給実績（平成３０年度）	27,440千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度）	538千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f)　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算　5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表８級職員にあっては、3,500円とし、同給料表９級職員にあっては、支給しない（行政職給料表８級及び行政職給料表９級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	－	千円 10,329	円 279,162
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合　家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×（家賃－23,000円）	同じ	－	千円 2,353	円 235,250
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額　55,000円 交通用具使用者 ２キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		及び距離の区分が異なる。	7,639	138,882
単身赴任手当	支給額　30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国:距離により5,000円～70,000円）。	千円 2,532	円 506,400
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額)　2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額　41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,702	円 770,160
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額　(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×４％～16％	同じ	－	実績なし	実績なし
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　異動時の給料及び扶養手当の月額×２％～６％	同じ	－	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額　休日勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,537	円 85,377
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した時支給 支給額　夜間勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,210	円 93,046
宿日直手当	支給額（勤務１回につき） 2,200円～30,000円	同じ	－	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　4,000円～12,000円 （実働時間が６時間を超える場合　6,000円～18,000円） 平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　2,000円～6,000円	同じ	－	千円 24	円 8,000

(ｵ)　宅地造成事業

a　職員給与費の状況

(a)　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 平成30年度の総費用に占める職員給与費比率

令和元年度	千円 49,160	千円 ▲ 14,349	千円 0	% 0	% 0

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	１人当たり給与費 B／A	(参考) 都道府県平均１人当たり給与費
令和元年度	人 2	千円 4,632	千円 589	千円 1,182	千円 6,403	千円 3,202	千円 －

（注）１　「職員手当」には、退職手当を含まない。
　　２　「職員数」は、令和２年３月31日現在の人数である。

b　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
宅地造成事業	26.0歳	202,578円	271,184円
（参考）一般行政職	43.0歳	333,269円	514,996円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c　職員の手当の状況

(a)　期末手当・勤勉手当

島根県（宅地造成事業）	島　根　県
１人当たり平均支給額（令和元年度） 591千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,472千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b)　退職手当（令和２年４月１日現在）

島根県（企業局職員）			島　根　県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２～20%加算）		
１人当たり平均支給額	22,451千円		１人当たり平均支給額	3,748千円	21,578千円

（注）　「島根県（企業局職員）」の「１人当たり平均支給額」は、平成29年度から令和元年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「１人当たり平均支給額」は、令和元年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c)　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給対象なし

(d)　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給総額（令和元年度）	実績なし
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	実績なし
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当　水質検査業務従事手当　用地等交

	渉手当　夜間特殊業務手当

(e)　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度）	310千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	310千円
支給実績（平成３０年度）	842千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度）	421千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f)　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算　5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表８級職員にあっては、3,500円とし、同給料表９級職員にあっては、支給しない（行政職給料表８級及び行政職給料表９級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	－	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合　家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×(家賃－23,000円)	同じ	－	千円 274	円 273,627
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額　55,000円 交通用具使用者 ２キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 5	円 5,100
単身赴任手当	支給額　30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額)　2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額　41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額　(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額	同じ	－	実績なし	実績なし

	×1/2)×４％～16％				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　異動時の給料及び扶養手当の月額×２％～６％	同じ	－	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額　休日勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した時支給 支給額　夜間勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額（勤務１回につき） 2,200円～30,000円	同じ	－	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　4,000円～12,000円 （実働時間が６時間を超える場合　6,000円～18,000円） 平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　2,000円～6,000円	同じ	－	実績なし	実績なし

イ　病院局

(ｱ)　総括

ａ　定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(ｲ)　病院事業

ａ　職員給与費の状況

(ａ)　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 22,291,987	千円 ▲485,573	千円 10,034,839	% 45.0	% 45.9

区　分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B／A	（参考）都道府県平均１人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和元年度	人 1,068	千円 4,330,358	千円 2,497,997	千円 1,587,460	千円 8,415,815	千円 7,880	千円 －

（注）１　「職員手当」には、退職手当を含まない。

２　「職員数」は、令和２年３月31日現在の人数である。

ｂ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
医　師	44.1歳	557,738円	1,396,924円
看護師	36.0歳	299,497円	458,198円

事務職員	44.1歳	285,551円	427,904円
（参考）一般行政職	43.0歳	333,269円	514,996円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c　職員の手当の状況

(a)　期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）	島根県
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,280千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,472千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40 月分　1.75 月分 (1.25)月分　(0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５～20% 管理職加算　15～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b)　退職手当（令和２年４月１日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２～20%加算）		
１人当たり平均支給額			１人当たり平均支給額		
	1,734千円	20,096千円		3,748千円	21,578千円

（注）　「島根県（病院事業）」の「１人当たり平均支給額」は、令和元年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「１人当たり平均支給額」は、令和元年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c)　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度）			145,316千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）			891,507円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16%	168人	0%
県内全市町村	0%	979人	0%

(d)　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給総額（令和元年度）	362,573千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	359,695円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	86.7%
手当の種類（手当数）	13
手当の名称	有害物取扱手当　特殊現場作業従事手当　特殊自動車等運転手当　防疫作業等従事手当　死体取扱手当　精神保健業務手当　夜間特殊業務手当　放射線取扱業務等従事手当　機能回復訓練従事手当　医師手当　病院業務従事手当　航空業務従事手当　浄化槽管理業務従事手当

(e)　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度）	737,552千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）	698千円
支給実績（平成３０年度）	792,951千円

職員１人当たり平均支給年額（平成30年度）	769千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f)　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算　5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表８級職員にあっては、3,500円とし、同給料表９級職員にあっては、支給しない（行政職給料表８級及び行政職給料表９級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	－	千円 103,572	円 220,366
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合　家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×(家賃－23,000円)	同じ	－	千円 116,023	円 273,640
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額　55,000円 交通用具使用者 ２キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 50,385	円 62,825
単身赴任手当	支給額　30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国:距離により8,000円～70,000円）。	千円 1,116	円 372,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額)　2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 582,052	円 3,592,915
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額　41,600円～146,400円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 41,708	円 887,413
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額　(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×４％～16％	同じ	－	千円 362	円 362,280
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額　異動時の給料及び扶養手当の月額×２％～６％	同じ	－	千円 181	円 180,564

休日勤務手当	支給額　休日勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 29,753	円 85,745
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した時支給 支給額　夜間勤務時間数×勤務１時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務１時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 80,781	円 124,087
宿日直手当	支給額(勤務１回につき) 2,200円～30,000円	同じ	－	千円 129,060	円 471,020
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　4,000円～12,000円 （実働時間が６時間を超える場合　6,000円～18,000円） 平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合 支給額（勤務１回につき）　2,000円～6,000円	同じ	－	千円 46	円 23,000

⑻　退職者（管理職）の再就職状況

令和元年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国・他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	91	70	26	0	0	25	4	15
教育職員	11	10	6	1	0	1	0	2
警察職員	7	6	0	1	0	3	0	2
計	109	86	32	2	0	29	4	19

（注）１　「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

２　「島根県以外に再就職した者」は、令和２年５月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

３　「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の４又は第28条の５の規定により再度任用された者

４　「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の２の規定により任用された者

５　「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の３の規定により任用された者

６　「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。

７　「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体

８　「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

２　職員の勤務条件等について

⑴　職員の勤務時間

ア　職員の勤務時間（標準）

１週間の正規の勤務時間	１日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	７時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

（参考）　職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第９号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第５号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第５号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成４年島根県教育委員会訓令第５号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ　休暇の概要

種　類	概　　要
年次有給休暇	１年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたときは、結核性疾患１年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	6 月から 10 月までの間に４日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、２日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合　→　出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合　→　出産日の翌日から８週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：７日以内　妻の出産：３日以内　忌引：配偶者 10 日以内、父母７日以内（血族）等　父母、配偶者及び子の祭日：年各々１日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間内において、１日につき２時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後３年に達しない子を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限って与える

（参考）　職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第４号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第２号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第８号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ　特別休暇の種類（主なもの）

種　　類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	５日以内
育児時間	満１歳まで１日 120 分以内、満１歳～３歳まで 60 分以内（30 分を単位として２回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	５日以内
子の看護のための休暇	５日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	５日以内(要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内)
妊娠障害（つわり）	10 日以内

⑵　職員の分限及び懲戒処分の状況
（注）各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア　分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
勤務実績がよくない場合 （地公法第 28 条第 1 項第 1 号）	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 （地公法第 28 条第 1 項第 2 号） （地公法第 28 条第 2 項第 1 号）	0	0	82	0	82
職に必要な適格性を欠く場合 （地公法第 28 条第 1 項第 3 号）	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合　計	0	0	83	0	83

教育委員会

処分の種類 処分事由	降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
勤務実績がよくない場合 （地公法第 28 条第 1 項第 1 号）	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 （地公法第 28 条第 1 項第 2 号） （地公法第 28 条第 2 項第 1 号）	0	0	105	0	105
職に必要な適格性を欠く場合 （地公法第 28 条第 1 項第 3 号）	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	2
合　計	0	0	107	0	107

警察本部

処分の種類 処分事由	降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
勤務実績がよくない場合 （地公法第 28 条第 1 項第 1 号）	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 （地公法第 28 条第 1 項第 2 号） （地公法第 28 条第 2 項第 1 号）	0	0	16	0	16
職に必要な適格性を欠く場合 （地公法第 28 条第 1 項第 3 号）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合　計	0	0	16	0	16

イ　懲戒処分者数

知事部局等

処分事由＼処分の種類	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
法令に違反した場合（地公法第29条第1項第1号）	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合（地公法第29条第1項第2号）	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地公法第29条第1項第3号）	0	0	0	0	0
合　計	0	0	2	0	2

教育委員会

処分事由＼処分の種類	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
法令に違反した場合（地公法第29条第1項第1号）	0	0	2	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合（地公法第29条第1項第2号）	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地公法第29条第1項第3号）	0	1	1	1	3
合　計	0	1	3	2	6

警察本部

処分事由＼処分の種類	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
法令に違反した場合（地公法第29条第1項第1号）	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合（地公法第29条第1項第2号）	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地公法第29条第1項第3号）	0	0	0	0	0
合　計	1	0	0	0	1

⑶　職員の服務の状況

ア　職員の年次有給休暇の取得状況

区　分	総付与日数 a（日）	総取得日数 b（日）	全対象職員数 c（人）	平均取得日数 b/c（日）	消化率 b/a（%）
知事部局等	155,060	48,078	4,289	11.2	31.0
教育委員会	109,672	32,398	2,880	11.2	29.5
警 察 本 部	67,165	18,764	1,715	10.9	27.9
合　　計	331,897	99,240	8,884	11.2	29.9

（注）対象期間：暦年（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

イ　育児休業等の取得状況

区　分		育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
知事部局等	男性職員	14	2	0
		1	0	0
	女性職員	97	37	13
		119	51	7
教育委員会	男性職員	5	0	0
		5	0	0
	女性職員	126	3	5
		206	2	2
警察本部	男性職員	1	0	0
		0	0	0
	女性職員	18	0	0
		18	1	0
計		261	42	18
		349	54	9

（注）上段には令和元年度に新たに取得した者、下段には平成30年度から令和元年度にかけて引き続いている者の数。
（注）各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ　介護休暇の取得状況

		介護休暇取得者数	休暇の取得形式	
			全日型中心	時間型中心
知事部局等	男性職員	2	2	0
	女性職員	0	0	0
教育委員会	男性職員	1	0	1
	女性職員	7	7	0
警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
	計	10	9	1

		介護休暇承認期間					
		１月以下	１月超え２月以下	２月超え３月以下	３月超え４月以下	４月超え５月以下	５月超え
知事部局等	男性職員	1	0	0	1	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	1	0	0	0	0
	女性職員	2	0	2	2	0	1
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	2	3	0	1

（注）各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ　自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業取得者数	修学部分休業取得者数
知事部局等	男性職員	1	0
	女性職員	0	1
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	1	1

（注）各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

⑷　職員の研修及び人事評価の状況

ア　研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備　考
新規採用職員	9	42	465	市町村職員含む。
採用２年目	3	6	117	
一般職員第Ⅰ課程	8	16	299	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	6	12	224	市町村職員含む。
中堅職員	6	12	210	市町村職員含む。
新任係長	5	10	211	市町村職員対象
新任企画員	2	4	70	
新任ＧＬ	4	12	126	
新任ＧＬ・企画幹フォローアップ	0	0	0	開催中止
新任課長補佐	4	8	147	市町村職員対象
新任課長	6	12	232	市町村職員含む。
選択研修	28	29	1,037	19 講座（法務能力開発等）市町村職員含む。 ※日数及び回数には、職員短期派遣研修を含まない。

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備　考
初任者	36	59	1,259	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、学校事務職員、実習教員
経験者	46	78	1,042	6 年目研修、11 年目研修
管理職	13	22	1,304	校長（新任、2 年目） 教頭・副校長（新任、2・3 年目）
職務	31	70	2,709	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	23	70	1,649	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	55	73	1,708	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	130	130	2,111	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

（注）対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備　考
初任科	3	665	62	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	25	14	一般職員対象
初任補修科	3	197	56	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡査部長任用科				未実施
部門別任用科	4	76	41	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	28	204	290	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ　人事評価の状況

区　分	項　目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	元年９月、２年３月	3,690 人
	人事評価（病院局医療職等）	1	２年３月	1,071 人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	元年９月、２年３月	626 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	２年２月	1,989 人
	勤務評価（市町村立教職員）	1	２年２月	4,449 人
警　察	人事評価	2	元年９月、２年３月	1,723 人

⑸ 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア　安全衛生管理体制

区分＼選任状況	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	6	6	7	7	19	19	26	56	56
教育委員会	0	0	0	0	32	32	35	31	31
警察本部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

区分＼選任状況	産業医				委員会				
					衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち選任事業場数	
知事部局等	19	19	19	14	19	19	7	7	7
教育委員会	32	32	32	32	32	32	0	0	0
警察本部	8	8	8	10	8	8	0	0	0

イ　職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額（千円）
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	10,963
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	6,756
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	204
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。	10,622
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。また、健康管理システムを開発した。	84,484
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,765
合　計		118,794

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額（千円）
労働安全･衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,512
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	8,050
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	43,692
合　　計		54,254

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額（千円）
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,812
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	1,045
メンタルヘルス対策事業	職員が心の健康についての理解を深め、精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、研修、ストレスチェック制度、職場復帰支援制度等を実施した。	331
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1,176
健康診断事業	職員が健康に働くことができるように疾病予防や早期発見・早期治療を目的とし、各種法定健康診断等を実施した。	22,688
合　　計		31,052

ウ　職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
雇入時健康診断	163	163	271	271	79	79
定期健康診断	2,382	2,377	2,780	2,760	1,202	1,202
人間ドック	2,119	2,119	1,172	1,172	551	551

エ　勤務条件に関する措置の要求の状況
令和元年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ　不利益処分に関する不服申立の状況
令和元年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

３　人事委員会の報告について

⑴　職員の競争試験及び選考の状況

ア　競争試験

（ア）採用試験

ａ　試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第１次試験	第２次試験	第１次試験	第２次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・保健師・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・警察事務・少年補導・情報処理・警察建築・警察科学（心理）	［行政・総合土木］ 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者若しくは平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者 ［行政・総合土木を除く試験区分］ 昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者若しくは平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者	4月26日から5月24日まで	6月23日	7月27日から8月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 記述式 （情報処理） 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 （行政・警察事務） 個別面接 （行政のみ）	人物試験 個別面接 集団討論 （行政のみ） 論文試験 適性検査 筆記実技 （建築のみ）
	農業・林業・水産・建築・機械・埋蔵文化財保護・警察建築		11月29日から12月23日まで	1月11日から1月12日まで	－	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 30問120分 （水産・建築・機械・警察建築） 記述式 （埋蔵文化財保護） 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	－
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・学校事務A(隠岐)・警察事務	［学校事務A］ 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ［学校事務Aを除く試験区分］ 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 （総合土木のみ）	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第１次試験	第２次試験	第１次試験	第２次試験
資格免許職試験	診療放射線技師	平成3年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	4月26日から5月24日まで	6月23日	7月28日から8月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成4年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む)	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者採用試験	行政	昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	８月６日から９月14日まで	10月20日	11月30日から12月1日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験 自己PR型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
	水産	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	同上	同上	11月30日	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 記述式 自己アピール論文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第１次試験	第２次試験	第１次試験	第２次試験
警察官（大学卒・第１回）試験	10月採用男性・10月採用女性	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者（9月30日までの卒業見込者含む）	3月11日から4月19日まで	5月12日	6月16日から6月18日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	４月採用男性・４月採用女性・武道	［男性・女性］ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む） ［武道］ 次のア及びイに該当する者 ア　平成5年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む） イ　柔道又は剣道の段位3段以上の者	同上	同上	6月15日から6月18日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 （武道は身体検査のみ） 特技加点 （武道を除く）	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 （武道のみ）
警察官（大学卒・第２回）試験	男性　・女性	［男性・女性］ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む）	5月20日から6月19日まで	7月14日	8月25日から8月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第１次試験	第２次試験	第１次試験	第２次試験
警察官（高校卒業程度）試験	男性・女性・武道	［男性・女性］ 昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く） ［武道］ 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア　平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く） イ　柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、令和2年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）	7月29日から8月30日まで	9月22日	11月2日から11月3日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 （武道は身体検査のみ） 特技加点 （武道を除く）	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 （武道のみ）

b　試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数（A）	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在
大学卒業程度	行政	49	男	107	82			3	85	79.4%	67				67	65	34				34	40.0%	2.5	27
			女	48	36	1			37	77.1%	28				28	28	15				15	40.5%	2.5	11
			計	155	118	1		3	122	78.7%	95				95	93	49				49	40.2%	2.5	38
	化学	2	男	5	2			1	3	60.0%	2			1	3	2	1				1	33.3%	3.0	1
			女	5	4				4	80.0%	3				3	3	1				1	25.0%	4.0	1
			計	10	6			1	7	70.0%	5			1	6	5	2				2	28.6%	3.5	2
	心理	2	男	1	1				1	100.0%	1				1	1					0	0.0%		
			女	2	2				2	100.0%	1				1	1	1				1	50.0%	2.0	1
			計	3	3				3	100.0%	2				2	2	1				1	33.3%	3.0	1
	児童福祉	2	男	3	3				3	100.0%	3				3	3	1				1	33.3%	3.0	1
			女	5	4				4	80.0%	3				3	3	2				2	50.0%	2.0	1
			計	8	7				7	87.5%	6				6	6	3				3	42.9%	2.3	2
	保健師	3	男	0																				
			女	5	5				5	100.0%	5				5	5	3				3	60.0%	1.7	3
			計	5	5				5	100.0%	5				5	5	3				3	60.0%	1.7	3
	農業	5	男	10	9				9	90.0%	8				8	7	4				4	44.4%	2.3	4
			女	7	4	1			5	71.4%	4				4	4	3				3	60.0%	1.7	3
			計	17	13	1			14	82.4%	12				12	11	7				7	50.0%	2.0	7
	畜産	1	男	3	2			1	3	100.0%	2				2	2	1				1	33.3%	3.0	1
			女	0																				
			計	3	2			1	3	100.0%	2				2	2	1				1	33.3%	3.0	1
	林業	4	男	9	5				5	55.6%	4				4	4	4				4	80.0%	1.3	3
			女	3	1				1	33.3%					0									
			計	12	6				6	50.0%	4				4	4	4				4	66.7%	1.5	3
	水産	3	男	7	3			1	4	57.1%	3			1	4	3	1			1	2	50.0%	2.0	2
			女	1	1				1	100.0%	1				1	1	1				1	100.0%	1.0	
			計	8	4			1	5	62.5%	4			1	5	4	2			1	3	60.0%	1.7	2
	総合土木	16	男	21	16			2	18	85.7%	16			2	18	16	11			2	13	72.2%	1.4	8
			女	3	1			1	2	66.7%	1			1	2	2	1			1	2	100.0%	1.0	1
			計	24	17			3	20	83.3%	17			3	20	18	12			3	15	75.0%	1.3	9
	建築	4	男	4	2				2	50.0%	1				1	1	1				1	50.0%	2.0	1
			女	1				1	1	100.0%					0									
			計	5	2			1	3	60.0%	1				1	1	1				1	33.3%	3.0	1
	機械	1	男	8	2				2	25.0%	2				2	1					0	0.0%		
			女	0																				
			計	8	2				2	25.0%	2				2	1					0	0.0%		

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数（B）					受験率(B)/(A)	第１次試験合格者数（C）					第２次試験受験者数	最終合格者数（D）					最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R2.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
大学卒業程度	警察事務	3	男	7	4			2	6	85.7%	3			1	4	4	1			1	2	33.3%	3.0	2
			女	13	9				9	69.2%	4				4	4	2				2	22.2%	4.5	1
			計	20	13			2	15	75.0%	7			1	8	8	3			1	4	26.7%	3.8	3
	少年補導	4	男	2	1				1	50.0%	1				1	1					0	0.0%		
			女	4	2			1	3	75.0%	1			1	2	2	1			1	2	66.7%	1.5	1
			計	6	3			1	4	66.7%	2			1	3	3	1			1	2	50.0%	2.0	1
	情報処理	1	男	3	3				3	100.0%	3				3	3	1				1	33.3%	3.0	1
			女	1					0	0.0%														
			計	4	3				3	75.0%	3				3	3	1				1	33.3%	3.0	1
	警察建築	1	男																					
			女																					
			計	0												0								
	警察科学（心理）	1	男	2	2				2	100.0%					0									
			女	7	5				5	71.4%	4				4	4	1				1	20.0%	5.0	1
			計	9	7				7	77.8%	4				4	4	1				1	14.3%	7.0	1
	農業（１月実施）	1	男	5	5				5	100.0%	第２次試験なし						3				3	60.0%	1.7	3
			女	1					0	0.0%														
			計	6	5				5	83.3%							3				3	60.0%	1.7	3
	林業（１月実施）	1	男	3	3				3	100.0%	第２次試験なし						2				2	66.7%	1.5	1
			女																					
			計	3	3				3	100.0%							2				2	66.7%	1.5	1
	水産（１月実施）	1	男	3	3				3	100.0%	第２次試験なし						1				1	33.3%	3.0	1
			女																					
			計	3	3				3	100.0%							1				1	33.3%	3.0	1
	建築（１月実施）	1	男								第２次試験なし													
			女																					
			計	0																				
	機械（１月実施）	1	男	2	1			1	2	100.0%	第２次試験なし						1				1	50.0%	2.0	1
			女																					
			計	2	1			1	2	100.0%							1				1	50.0%	2.0	1
	埋蔵文化財保護（１月実施）	1	男	4	4				4	100.0%	第２次試験なし						1				1	25.0%	4.0	1
			女	4	4				4	100.0%												0.0%		
			計	8	8				8	100.0%							1				1	12.5%	8.0	1
	警察建築（１月実施）	1	男								第２次試験なし													
			女	1	1				1	100.0%							1				1	100.0%	1.0	1
			計	1	1				1	100.0%							1				1	100.0%	1.0	1
	合計	109	男	209	153	0	0	11	164	78.5%	116	0	0	5	121	113	68	0	0	4	72	43.9%	2.3	58
			女	111	79	2	0	3	84	75.7%	55	0	0	2	57	57	32	0	0	2	34	40.5%	2.5	25
			計	320	232	2	0	14	248	77.5%	171	0	0	7	178	170	100	0	0	6	106	42.7%	2.3	83

第１次試験：　6月23日　　第２次試験：7月27日～8月2日
１月実施試験：1月11日～12日（第２次試験なし）

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数（A）	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在
高校卒業程度	総合土木（６月実施）	7	男	4			1	3	4	100.0%			1	3	4	3				2	2	50.0%	2.0	2
			女	2				2	2	100.0%				2	2	2				2	2	100.0%	1.0	1
			計	6			1	5	6	100.0%			1	5	6	5				4	4	66.7%	1.5	3
	一般事務	11	男	37			21	13	34	91.9%			17	11	28	26			6	3	9	26.5%	3.8	7
			女	27		3	13	8	24	88.9%		3	12	5	20	19		3	5	4	12	50.0%	2.0	10
			計	64		3	34	21	58	90.6%		3	29	16	48	45		3	11	7	21	36.2%	2.8	17
	総合土木	9	男	17			16		16	94.1%			16		16	11			10		10	62.5%	1.6	10
			女	0																				
			計	17			16		16	94.1%			16		16	11			10		10	62.5%	1.6	10
	学校事務Ａ（出雲地区）	3	男	22	11	1	3	4	19	86.4%	4			1	5	4	2				2	10.5%	9.5	2
			女	31	13	7	3	3	26	83.9%	3				3	3	1				1	3.8%	26.0	1
			計	53	24	8	6	7	45	84.9%	7			1	8	7	3				3	6.7%	15.0	3
	学校事務Ａ（石見地区）	3	男	3	2			1	3	100.0%	2			1	3	0								
			女	3	2	1			3	100.0%	1	1			2	2	1	1			2	66.7%	1.5	2
			計	6	4	1		1	6	100.0%	3	1		1	5	2	1	1			2	33.3%	3.0	2
	学校事務Ａ（隠岐地区）	1	男	1				1	1	100.0%				1	1	1					0	0.0%		
			女	1		1			1	100.0%		1			1	1		1			1	100.0%	1.0	1
			計	2		1		1	2	100.0%		1		1	2	2		1			1	50.0%	2.0	1
	学校事務Ｂ（出雲地区）	2	男	7				6	6	85.7%				3	3	3				1	1	16.7%	6.0	1
			女	8		1	3	3	7	87.5%			2	3	5	5			1		1	14.3%	7.0	
			計	15		1	3	9	13	86.7%			2	6	8	8			1	1	2	15.4%	6.5	1
	学校事務Ｂ（石見地区）	1	男	3			1	2	3	100.0%			1	2	3	3				1	1	33.3%	3.0	1
			女	1			1		1	100.0%			1		1	0								
			計	4			2	2	4	100.0%			2	2	4	3				1	1	25.0%	4.0	1
	警察事務	2	男	13			7	6	13	100.0%			2	3	5	5			2	2	4	30.8%	3.3	3
			女	16			11	3	14	87.5%			2	2	4	3			1	1	2	14.3%	7.0	2
			計	29			18	9	27	93.1%			4	5	9	8			3	3	6	22.2%	4.5	5
	合計	39	男	107	13	1	49	36	99	92.5%	6	0	37	25	68	53	2	0	18	9	29	29.3%	3.4	26
			女	89	15	13	31	19	78	87.6%	4	5	17	12	38	33	2	5	7	7	21	26.9%	3.7	17
			計	196	28	14	80	55	177	90.3%	10	5	54	37	106	86	4	5	25	16	50	28.2%	3.5	43

6月実施試験　第１次試験：6月23日　　第２次試験：７月28日～８月２日

9月実施試験　第１次試験：9月29日　　第２次試験：10月27日～30日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数（A）	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在
資格免許職	診療放射線技師	2	男	4	3			1	4	100.0%	3			1	4	4	1				1	25.0%	4.0	1
			女	2	2				2	100.0%	2				2	2	1				1	50.0%	2.0	1
			計	6	5			1	6	100.0%	5			1	6	6	2				2	33.3%	3.0	2
	司書	2	男	1	1				1	100.0%	1				1	1					0	0.0%		
			女	13	5	6			11	84.6%	4	1			5	5	2				2	18.2%	5.5	2
			計	14	6	6			12	85.7%	5	1			6	6	2				2	16.7%	6.0	2
	合計	4	男	5	4	0	0	1	5	100.0%	4	0	0	1	5	5	1	0	0	0	1	20.0%	5.0	1
			女	15	7	6	0	0	13	86.7%	6	1	0	0	7	7	3	0	0	0	3	23.1%	4.3	3
			計	20	11	6	0	1	18	90.0%	10	1	0	1	12	12	4	0	0	0	4	22.2%	4.5	4

診療放射線技師　第1次試験：6月23日　第2次試験：7月31日
司書　第1次試験：9月29日　第2次試験：10月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数（A）	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在
経験者	行政	9	男	67	44		2	5	51	76.1%	25		2	3	30	29	8		1		9	17.6%	5.7	8
			女	22	12	5	1	1	19	86.4%	9	3	1	1	14	14	6	1	1		8	42.1%	2.4	6
			計	89	56	5	3	6	70	78.7%	34	3	3	4	44	43	14	1	2		17	24.3%	4.1	14
	水産	1	男	4	3				3	75.0%	2				2	1	1				1	33.3%	3.0	1
			女																					
			計	4	3				3	75.0%	2				2	1	1				1	33.3%	3.0	1
	合計	10	男	71	47	0	2	5	54	76.1%	27	0	2	3	32	33	9	0	1	0	10	18.5%	5.4	9
			女	22	12	5	1	1	19	86.4%	9	3	1	1	14	14	6	1	1	0	8	42.1%	2.4	6
			計	93	59	5	3	6	73	78.5%	36	3	3	4	46	47	15	1	2	0	18	24.7%	4.1	15

第1次試験：　10月20日　　第2次試験：11月30日～12月1日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数（A）	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H30.5.1現在
地区別	一般事務（石見地区）	1	男	12	8	1	1	1	11	91.7%	5				5	3					0	0.0%		
			女	5	3			1	4	80.0%	3			1	4	4				1	1	25.0%	4.0	1
			計	17	11	1	1	2	15	88.2%	8			1	9	7				1	1	6.7%	15.0	1
	一般事務（隠岐地区）	1	男	2	1				1	50.0%	1				1	1					0	0.0%		
			女	3	1		1	1	3	100.0%	1		1	1	3	3				1	1	33.3%	3.0	1
			計	5	2		1	1	4	80.0%	2		1	1	4	4				1	1	25.0%	4.0	1
	合計	2	男	14	9	1	1	1	12	85.7%	6	0	0	0	6	4	0	0	0	0	0	0.0%		0
			女	8	4	0	1	2	7	87.5%	4	0	1	2	7	7	0	0	0	2	2	28.6%	3.5	2
			計	22	13	1	2	3	19	86.4%	10	0	1	2	13	11	0	0	0	2	2	10.5%	9.5	2

第1次試験：　9月29日　　第2次試験：10月28日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数（A）	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在
警察官	大学卒	10	男	24	12				12	50.0%	11				11	10	4				4	33.3%	3.0	4
	第１回	2	女	5	1				1	20.0%	1				1	1	1				1	100.0%	1.0	1
	(10月採用)	12	計	29	13				13	44.8%	12				12	11	5				5	38.5%	2.6	5
	大学卒	24	男	107	80				80	74.8%	65				65	46	27				27	33.8%	3.0	13
	第１回	6	女	27	19				19	70.4%	17				17	11	6				6	31.6%	3.2	2
	(４月採用)	30	計	134	99				99	73.9%	82				82	57	33				33	33.3%	3.0	15
	大学卒	1	男	4	4				4	100.0%	2				2	2					0	0.0%		
	第１回		女																					
	(武道)	1	計	4	4				4	100.0%	2				2	2					0	0.0%		0
	大学卒	6	男	80	38				38	47.5%	31				31	17	8				8	21.1%	4.8	6
	第２回	2	女	28	15				15	53.6%	9				9	8	4				4	26.7%	3.8	3
		8	計	108	53				53	49.1%	40				40	25	12				12	22.6%	4.4	9
		14	男	65		1	39	19	59	90.8%		1	32	17	50	48			16	5	21	35.6%	2.8	17
	高校卒業程度	4	女	25		1	17	5	23	92.0%		1	10	4	15	14			4	2	6	26.1%	3.8	6
		18	計	90		2	56	24	82	91.1%		2	42	21	65	62			20	7	27	32.9%	3.0	23
		2	男	3			2	1	3	100.0%			2	1	3	3			2		2	66.7%	1.5	2
	高校卒業程度		女	0																				
	(武道)	2	計	3			2	1	3	100.0%			2	1	3	3			2		2	66.7%	1.5	2
		57	男	283	134	1	41	20	196	69.3%	109	1	34	18	162	126	39	0	18	5	62	31.6%	3.2	42
	合計	14	女	85	35	1	17	5	58	68.2%	27	1	10	4	42	34	11	0	4	2	17	29.3%	3.4	12
		71	計	368	169	2	58	25	254	69.0%	136	2	44	22	204	160	50	0	22	7	79	31.1%	3.2	54

大学卒（第１回）…第1次試験：5月12日、第2次試験：6月15日～18日
大学卒（第２回）…第1次試験：7月14日、第2次試験：8月25日～27日
高校卒業程度……第1次試験：9月22日、第2次試験：10月2日～4日

イ　選考

（ア）　採用選考

a　適用根拠規定状況

規定＼部局			知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職員の任用に関する規則	第14条第1号	細則第７条第１号・２号・８号（行政職３級以上・公安職４級以上）	12人（7）	―人	2人	14人（14）	―人	28人（21）
		細則第７条第３号（海事職）	3	―	1	―	―	4
		細則第７条第４号（研究職の２級以上）	2	―	1	―	―	3
		細則第７条第５号～７号、９～11号（医療職）	14	31	―	―	―	45
	第14条第３号（他の地方公共団体又は国の在職者）		4（4）	―	―	1（1）	―	5（5）
	第14条第４号（かつて職員であった者）		―	―	―	―	―	―
	第14条第５号・９号（競争試験を行うことが不適当な職）		9	―	―	―	―	9
	第14条第８号（任命権者に委任）		―	―	―	―	―	―
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条			―	―	―	―	―	―
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第３条			―	―	―	―	―	―
合計			44（11）	31	2	15（15）	―	92（26）

（注）　（　）内は割愛採用で、内数である。

ｂ　職種別状況

職種 ＼ 部局		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行政職	部・次長級	1					1
	課長級	3					3
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ	1			1		2
	企画員	1					1
	主任・主任主事・主任技師・主事・技師級	１９	4				２３
	計	２５	4		1		３０
公安職	警視				3		3
	警部・警部補級				１０		１０
	巡査部長				1		1
	巡査						
	計				１４		１４
海事職		3		1			4
研究職	学芸員						
	研究員	3		1			4
医療職(一)	医師	5	1				6
医療職(二)		5	4				9
医療職(三)			２２				２２
任期付職員							
合計		４１	３１	2	１５		８９

c　公開選考試験実施結果（ａ及びｂの一部）

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率 (B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在	備考
選考試験	獣医師	8	男	8	8				8	100.0%	第２次試験なし						6				6	75.0%	1.3	3	
			女	4	4				4	100.0%							3				3	75.0%	1.3	3	
			計	12	12				12	100.0%							9				9	75.0%	1.3	6	6/30～7/1実施
	船舶乗組員（航海）	2	男	3	1		1	1	3	100.0%	第２次試験なし						1		1		2	66.7%	1.5	2	
			女																						
			計	3	1		1	1	3	100.0%							1		1		2	66.7%	1.5	2	9/29実施
	船舶乗組員（機関）	1	男	0							第２次試験なし														
			女	0																					
			計	0																					
	水産練習船乗組員（航海）	1	男	1			1		1	100.0%	第２次試験なし								1		1	100.0%	1.0	1	
			女	0																					
			計	1			1		1	100.0%									1		1	100.0%	1.0	1	9/29実施
	鳥獣対策	1	男	5	4				4	80.0%	2				2	2	1				1	25.0%	4.0	1	
			女	4	4				4	100.0%	2				2	2	1				1	25.0%	4.0	1	1次:10/20
			計	9	8				8	88.9%	4				4	4	2				2	25.0%	4.0	2	2次:11/24
	障がい者対象一般事務（身体障がい者）	2	男	5	2			2	4	80.0%	2			1	3	3				1	1	25.0%	4.0	1	
			女	2		1	1		2	100.0%		1	1		2	2			1		1	50.0%	2.0	1	1次:10/27
			計	7	2	1	1	2	6	85.7%	2	1	1	1	5	5			1	1	2	33.3%	3.0	2	2次:12/1～2
	障がい者対象一般事務（知的障がい者）	1	男	1				1	1	100.0%											0	0.0%			
			女	2			1	1	2	100.0%			1		1	1					0	0.0%			1次:10/27
			計	3			1	2	3	100.0%			1		1	1					0	0.0%			2次:12/1～2
	障がい者対象一般事務（精神障がい者）	2	男	22	9	1	7	5	22	100.0%	8	1	6	3	18	17	1				1	4.5%	22.0	1	
			女	6	2			4	6	100.0%	2			1	3	3	1				1	16.7%	6.0	1	1次:10/27
			計	28	11	1	7	9	28	100.0%	10	1	6	4	21	20	2				2	7.1%	14.0	2	2次:12/1～2
	障がい者対象学校事務（身体障がい者）	1	男																						
			女	1			1		1	100.0%			1		1	1			1		1	100.0%	1.0	1	1次:10/27
			計	1			1		1	100.0%			1		1	1			1		1	100.0%	1.0	1	2次:12/1～2
	職業訓練指導員（機械科）	1	男	2			2		2	100.0%	第２次試験なし								1		1	50.0%	2.0	1	
			女																						
			計	2			2		2	100.0%									1		1	50.0%	2.0	1	11/9実施
	U・Iターン型経験者（林業）	2	男	1					0	0.0%	第２次試験なし														
			女																						
			計	1					0	0.0%															11/23実施

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率(B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 R2.5.1現在	備考
	U・Iターン型経験者（総合土木）	1	男	5	4				4	80.0%	第２次試験なし						2				2	50.0%	2.0	2	
			女																						
			計	5	4				4	80.0%							2				2	50.0%	2.0	2	11/23実施
	U・Iターン型経験者（建築）	4	男	2	2				2	100.0%	第２次試験なし						1				1	50.0%	2.0	1	
			女	1			1		1	100.0%									1		1	100.0%	1.0	1	
			計	3	2		1		3	100.0%							1		1		2	66.7%	1.5	2	11/23実施
	U・Iターン型経験者（機械）	1	男	0							第２次試験なし														
			女	0																					
			計	0																					
	文化財研究員（日本中世史）	1	男	18	16				16	88.9%	第２次試験なし						1				1	6.3%	16.0	1	
			女	3	3				3	100.0%											0	0.0%			
			計	21	19				19	90.5%							1				1	5.3%	19.0	1	1/11実施
	船舶乗組員（第２回）（機関）	1	男	1				1	1	100.0%	第２次試験なし									1	1	100.0%	1.0		
			女																						
			計	1				1	1	100.0%										1	1	100.0%	1.0		1/19実施
	職業訓練指導員（第２回）（自動車整備科）	1	男	1			1		1	100.0%	第２次試験なし								1		1	100.0%	1.0	1	
			女	0																					
			計	1			1		1	100.0%									1		1	100.0%	1.0	1	1/19実施
	合計	32	男	75	46	1	12	10	69	92.0%	2	0	0	0	2	2	13	0	4	2	19	27.5%	3.6	15	
			女	23	13	1	4	5	23	100.0%	2	0	0	0	2	2	5	0	3	0	8	34.8%	2.9	8	
			計	98	59	2	16	15	92	93.9%	4	0	0	0	4	4	18	0	7	2	27	29.3%	3.4	23	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数（B）					受験率(B)/(A)	第１次試験合格者数（C）					第２次試験受験者数	最終合格者数（D）					最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数R2.5.1現在	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計				
選考試験（知事部局）	研究員（食品分野）	1	男	3	2				2	66.7%	2				2	1					0	0.0%			
			女	3	3				3	100.0%	3				3	1	1				1	33.3%	3.0	1	1次:6/23
			計	6	5				5	83.3%	5				5	2	1				1	20.0%	5.0	1	2次:8/2
	研究員（デザイン分野）	1	男	1	1				1	100.0%															
			女																						1次:6/23
			計	1	1				1	100.0%						0									2次:8/2
	中山間地域研究員	1	男	3	3				3	100.0%	3				3	3					0	0.0%			
			女																						1次:書類選考
			計	3	3				3	100.0%	3				3	3					0	0.0%			2次:9/7
	中山間地域研究員第２回	1	男	4	4				4	100.0%	3				3	3	1				1	25.0%	4.0	1	
			女																						1次:書類選考
			計	4	4				4	100.0%	3				3	3	1				1	25.0%	4.0	1	2次:1/11
	合計	4	男	11	10	0	0	0	10	90.9%	8	0	0	0	8	7	1	0	0	0	1	10.0%	10.0	1	
			女	3	3	0	0	0	3	100.0%	3	0	0	0	3	1	1	0	0	0	1	33.3%	3.0	1	
			計	14	13	0	0	0	13	92.9%	11	0	0	0	11	8	2	0	0	0	2	15.4%	6.5	2	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数（B） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験率(B)/(A)	第１次試験合格者数（C） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	第２次試験受験者数	最終合格者数（D） 大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在	試験日
病院局	看護師	(30)	男	5	2	3			5	100.0%	第２次試験なし						1				1	20.0%	5.0	1	R1.8.11
			女	33	14	16			30	90.9%							13	11			24	80.0%	1.3	18	～
			計	38	16	19			35	92.1%							14	11			25	71.4%	1.4	19	R1.8.12
	薬剤師	(4)	男	6	6				6	100.0%	第２次試験なし						1				1	16.7%	6.0		
			女	5	5				5	100.0%							3				3	60.0%	1.7	3	R1.6.1
			計	11	11				11	100.0%							4				4	36.4%	2.8	3	
	臨床工学技士	(1)	男	6	3	3			6	100.0%	第２次試験なし						1				1	16.7%	6.0	1	
			女																						R1.8.31
			計	6	3	3			6	100.0%							1				1	16.7%	6.0	1	
	社会福祉士	(1)	男								第２次試験なし														
			女	1	1				1	100.0%											0	0.0%			R1.8.3
			計	1	1				1	100.0%											0	0.0%		0	
			男	1					0	0.0%	第２次試験なし														
			女	1	1				1	100.0%							1				1	100.0%	1.0	1	R1.11.2
			計	2	1				1	50.0%							1				1	100.0%	1.0	1	
	臨床検査技師	(1)	男								第２次試験なし														
			女	3	2	1			3	100.0%							1				1	33.3%	3.0	1	R1.8.3
			計	3	2	1			3	100.0%							1				1	33.3%	3.0	1	
	診療情報管理士	(1)	男	1	1				1	100.0%	第２次試験なし										0	0.0%			
			女	5	2	3			5	100.0%								1			1	20.0%	5.0	1	R1.8.31
			計	6	3	3			6	100.0%								1			1	16.7%	6.0	1	
	医療情報技師	(1)	男	5	1	2	2		5	100.0%	第２次試験なし							1			1	20.0%	5.0	1	
			女	2	2				2	100.0%											0	0.0%			R1.8.31
			計	7	3	2	2		7	100.0%								1			1	14.3%	7.0	1	
	理学療法士	(1)	男	4		4			4	100.0%	第２次試験なし										0	0.0%			R1.11.2
			女	3	1	2			3	100.0%							1				1	33.3%	3.0	1	～
			計	7	1	6			7	100.0%							1				1	14.3%	7.0	1	R1.11.3
	作業療法士	(1)	男	3		2			2	66.7%	第２次試験なし										0	0.0%			
			女	3		3			3	100.0%								1			1	33.3%	3.0	1	R1.11.2
			計	6		5			5	83.3%								1			1	20.0%	5.0	1	
	言語聴覚士	(1)	男	4	1	3			4	100.0%	第２次試験なし							1			1	25.0%	4.0	1	
			女	1	1				1	100.0%											0	0.0%			R1.11.2
			計	5	2	3			5	100.0%								1			1	20.0%	5.0	1	
	合計	(42)	男	35	14	17	2	35	33	94.3%							3	2	0	0	5	15.2%	6.6	4	
			女	57	29	25	0	57	54	94.7%							19	13	0	0	32	59.3%	1.7	26	
			計	92	43	42	2	92	87	94.6%							22	15	0	0	37	42.5%	2.4	30	

⑵　職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は令和元年10月17日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第８条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

ア　報　　告

(ｱ)　職員給与等に関する報告

ａ　職員給与等の状況について

県職員の平成 31 年４月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

区分 / 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
	人	人	歳	歳	年	年
行政職	3,764 (31.1%)	3,782 (30.9%)	43.1	43.3	21.6	21.9
公安職	1,504 (12.4%)	1,499 (12.3%)	38.1	38.3	16.6	16.9
海事職	48 (0.4%)	48 (0.4%)	37.2	38.4	17.5	18.6
研究職	246 (2.0%)	250 (2.0%)	42.2	42.1	18.9	18.9
医療職（１）	49 (0.4%)	42 (0.3%)	41.5	41.3	17.0	17.5
医療職（２）	89 (0.7%)	89 (0.7%)	41.7	41.6	17.8	17.7
医療職（３）	75 (0.6%)	73 (0.6%)	39.1	40.0	17.0	18.0
高等学校等教育職	2,005 (16.6%)	2,019 (16.5%)	45.3	45.2	22.5	22.4
中学校・小学校等教育職	4,328 (35.7%)	4,419 (36.2%)	45.5	45.9	22.7	23.1
合計	12,108 (100.0%)	12,221 (100.0%)	43.6	43.8	21.4	21.7

（注）構成比については、小数点以下１位未満の端数は四捨五入したため、合計が 100 にならない場合がある。

給料表別職員構成比

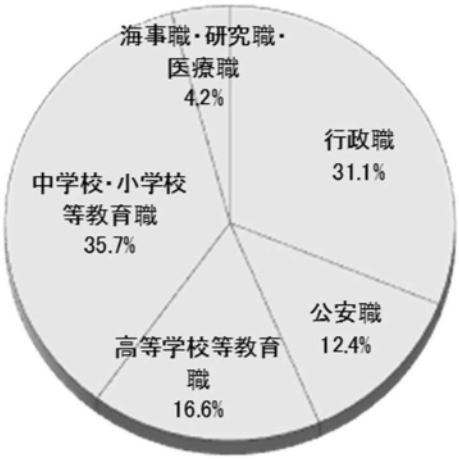

部局別職員構成比

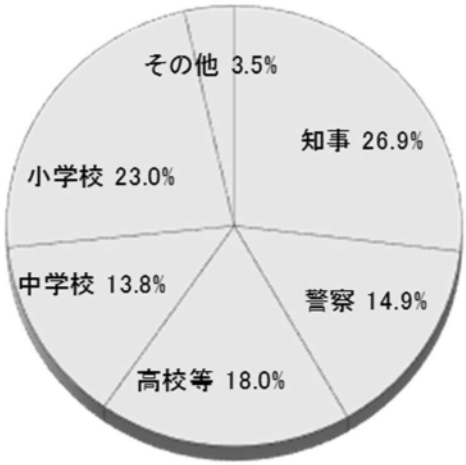

年齢別人員構成比

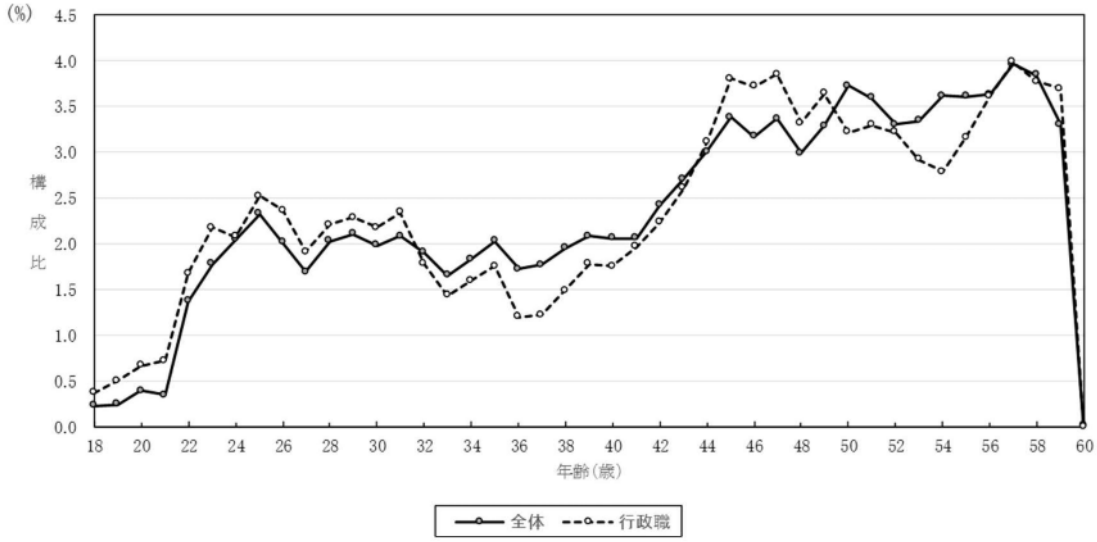

平均年齢の推移

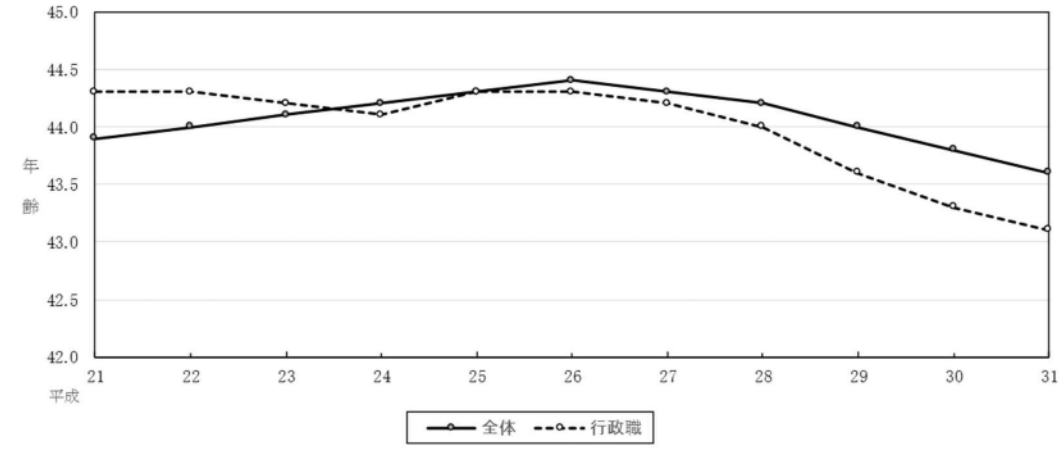

職員の平均給与月額の状況

区分 / 項目	全職員		行政職の職員	
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
	円	円	円	円
給料	356,022	357,230	326,703	328,156
管理職手当	6,531	6,475	8,745	8,622
扶養手当	10,333	10,588	9,897	10,429
地域手当	580	510	737	699
住居手当	4,575	4,356	3,925	3,552
特地勤務手当	3,918	3,884	2,611	2,694
その他	3,001	2,689	2,118	2,029
合計	384,960	385,732	354,736	356,181

（注）１　給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
２　特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
３　その他は、単身赴任手当等である。

ｂ　民間給与等の状況について

本年５月から６月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所252のうちから層化無作為抽出法により抽出した141事業所を対象に「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施し、うち133事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、94.3％と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,375人及び医師等職種939人について、本年４月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(a)　本年の給与改定等の状況

ⅰ　初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で48.8％（昨年47.0％）、高校卒で48.8％（同39.4％）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で45.8％（同39.0％）、高校卒で46.6％（同38.4％）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で54.2％（同61.0％）、高校卒で53.4％（同59.6％）となっている。

ⅱ　給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は43.8％（昨年40.3％）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.2％（同12.1％）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は95.2％（同90.7％）、定期昇給を停止した事業所の割合は3.8％（同0.0％）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が19.6％（同33.1％）、減額となっている事業所の割合が7.0％（同3.4％）となっている。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係　員	43.8 (40.3)	12.2 (12.1)	0.8 (0.0)	43.2 (47.6)
課長級	35.8 (30.6)	15.9 (13.8)	0.8 (0.0)	47.5 (55.6)

（注）１　ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。
　　２　（　）内の数字は、平成30年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項　目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給停　止	定期昇給制度なし
			昨年に比べ増額	昨年に比べ減額	昨年と変化なし		
係　員	99.0 (90.7)	95.2 (90.7)	19.6 (33.1)	7.0 (3.4)	68.6 (54.2)	3.8 (0.0)	1.0 (9.3)
課長級	91.1 (79.1)	87.3 (79.1)	19.4 (27.9)	6.0 (3.4)	61.9 (47.8)	3.8 (0.0)	8.9 (20.9)

（注）１　ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
　　２　（　）内の数字は、平成30年の割合である。

ｃ　物価及び生計費について

本年４月の消費者物価指数（総務省）は、昨年４月に比べ、全国で0.9％、松江市で1.0％とそれぞれ上昇している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年４月の松江市における２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ114,450円、145,540円及び176,610円となっている。

ｄ　国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成30年４月１日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、100.1であった。

本県のラスパイレス指数は98.1（平成29年97.8）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成 30 年４月１日現在）

指数分布区分	都道府県数
１０２以上	２
１００以上　１０２未満	２３
９８以上　１００未満	１８
９６以上　　９８未満	３
９６未満	１
都道府県平均指数	１００．１
島　根　県	９８．１

備考　ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表㈠の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を 100 としたもの。

e　人事院勧告の概要　（省略）

f　職員給与と民間給与との比較

(a)　月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年４月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与 359,660 円に対して職員給与は 359,261 円であり、職員給与が 399 円（0.11%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較　差 A－B（(A-B)/B×100）
359,660円	359,261円	399円（0.11%）

（注）　民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は「職員の平均給与月額の状況」の表の額とは異なっている。

(b)　特別給

昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の 4.13 月分に相当していた。これは、昨年（4.08 月分）より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.10 月）を 0.03 月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給（A）	職員の期末・勤勉手当（B）	差（A－B）
4.13月分	4.10月分	0.03月分

g　本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a)　月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ３ポイント程度増加していることや、一般の従業員(係員)で、定期昇給を実施している事業所の割合が昨年と比べ４ポイント程度増加していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年４月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記ｆ(a)のとおり、職員給与が民間給与を 399 円（0.11％）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年８月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表⑴については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年４月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(b)　期末手当・勤勉手当について

前記ｆ(b) のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.10 月）は、民間事業所の特別給の支給割合（4.13 月分）を 0.03 月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05 月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12 月期の勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、令和２年度以降においては、６月期及び 12 月期の勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

h　その他の課題

(a)　住居手当について

国においては、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ、この改定により生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を 1,000 円引き上げることとしている。

本県においては、職員宿舎使用料が現行の手当の支給対象となる家賃額の下限とほぼ均衡していること、民間における住宅手当の支給状況及び職員の家賃負担額の推移などを踏まえ、本年においては改定を見送ることとするが、引き続きこれらの状況や他の都道府県の動向を注視していく。

(b)　教育職員の給与について

教育職員の給与については、国において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本年度の文部科学省予算において部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われたところである。

本県においても、本年２月に策定された「部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、適切な手当の見直しについて検討する必要がある。

(c)　会計年度任用職員の報酬について

一般業務に従事する者並びに資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者の報酬については、職員の行政職大卒程度試験合格者の初任給月額の改定を踏まえ、上限額の改定を検討する必要がある。

(ｲ)　人事管理に関する報告

a　人事管理上の課題について

(a)　人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまで、自己ＰＲ型面接や集団討論の導入、Ｕ・Ｉターン型経験者試験の実施及び試験区分の細分化など、より人物面を重視するとともに、多様な人材が受験しやすい試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会の開催、Ｕ・Ｉターンフェア等の合同説明会への参加などの広報活動を強化し、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等を背景に、近年、受験者数が大幅に減少してきている。

このような状況を踏まえ、今後、これまでの公務員受験層以外のより幅広く多様な層が受験しやすい試験区分を新設するなど、試験制度の見直しを図るとともに、任命権者と連携し、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者の確保に取り組んでいく。

(b)　人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高めるための人材育成がますます重要となっている。

各任命権者においては、それぞれの人材育成基本方針などに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、新規採用職員へのメンター制（注）の導入や採用２年目職員を対象とした研修の拡充など、若手職員の育成の強化が図られているところである。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

（注）　新規採用職員など後輩職員（メンティ）に対して、良き相談相手となる先輩職員（メンター）が、業務に関することのほか、精神的なサポートも行う制度

(c)　能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成 28 年４月に施行された平成 26 年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

改正法の施行後３年半が経過し、職種による差はあるものの他の都道府県の全て又は大多数では、評価結果が勤勉手当・昇給に活用されており、本県においても既に人事評価が実施されていることから、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきたが、一部の任命権者を除き、令和２年１月までには、勤勉手当に加えて昇給にも活用が図られることとなった。

本委員会としては、今後、活用が進んでいない任命権者に対し、さらに評価結果の勤勉手当・昇給の活用に向けた具体的な取組等を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

(d)　女性職員の能力発揮のための環境づくり

本年５月、女性が男性とともに個性や能力を十分に発揮し、地域や職場など社会のあらゆる分野で活躍できるよう、また、子育て支援や就労支援などの施策を部局横断的に推し進めるため、新たに知事を本部長とする「女性活躍推進本部」及び「女性活躍推進統括監」が設置され、この中で、女性職員がより働きやすく、能力を発揮できるよう、職場環境やキャリア形成、働き方などについて課題整理と施策の検討が行われている。

また、この検討状況と連動しながら、平成 28 年３月に策定された「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」についても１年早く見直すこととし、令和２年３月に改定が予定されている。

現在の全庁的な検討及び計画の見直しにおいて、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進める取組を講じるとともに、政策・方針決定過程への参画拡大を図る必要がある。

(e)　ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

ｉ　長時間勤務の是正

(i) 働き方改革の一層の推進

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は非常に重要な課題であり、時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

国家公務員については、平成 30 年６月の民間労働法制の改正（注１）を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められたところである。

本県においては、国の対応状況等を踏まえ、人事委員会規則により、本年４月から、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、１箇月について 45 時間かつ１年について 360 時間（臨時的・特別な事情がある場合は、１箇月について 100 時間未満かつ１年について 720 時間以内等）と設定した。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるが、上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとした。

また、本県では、平成28年度から「いきいきと働きやすい職場づくり」として、働き方改革の取組が進められており、現在、勤務間インターバルの確保、３６協定又はこれに準じた確認書の締結、勤務時間の適正把握、テレビ会議システムの導入、サテライトオフィスの設置、ＡＩ・ＲＰＡ（注２）の活用推進などの総合的な取組が全庁的に行われている。

平成30年度は、対前年度比で80時間超の時間外勤務を行う職員数が約４割減少したところである。（注３）

本委員会としては、上限規定制度の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の取組による進捗状況を注視していく。

長時間勤務の是正のためには、組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが不可欠であり、幹部職員が先頭に立って、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善などの業務改革に取り組むことが必要である。

（注１）　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法等の改正

（注２）　AI（人工知能）：データベースに蓄積された情報をもとに、機械が人間の知的活動を再現する技術。非定型業務（企画、分析、提案等）など判断が必要な業務の処理が可能

RPA（ロボティックプロセスオートメーション）：ソフトウエア型のロボットが、パソコンを操作してアプリケーションを扱う各種業務を代行し、デスクワークを効率化・自動化する技術。定型的、反復的、大量の処理件数がある単純作業の処理が可能

（注３）　月80時間超の時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H28 ： 396人　　H29 ： 326人　　H30 ： 202人

(ii) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、文部科学省から、本年１月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、スポーツ庁から、平成30年３月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されているところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務（注１）を行っており、県立学校の教育職員のうち月100時間を超える時間外勤務をした者の割合は、減少傾向（注２）にあるものの、平成30年度で9.6%に達している状況にある。

本委員会が平成28年・29年に実施した学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、国のガイドライン等を踏まえ、本年３月に「教職員の働き方改革プラン」を、本年２月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、本年度以降３年間を重点期間とする長時間勤務の是正等に向けた総合的な取組を開始したところである。

「教職員の働き方改革プラン」では、数値目標を、月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を原則月45時間（原則年360時間以内）とし、具体的な取組を掲げ、段階的に３年以内に達成することとしている。

「部活動の在り方に関する方針」では、適切な休養日・活動時間の設定の基準として、学期中の１日の活動時間を、中学校では、長くとも平日２時間・休業日３時間程度とし、

高等学校では、長くとも平日３時間・休業日４時間程度とすることなどを示し、各学校等において必要な見直し等を行うこととした。

また、これまで、教育職員の負担軽減を図るため、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）や業務アシスタント（高等学校）の配置が拡充され、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

「教職員の働き方改革プラン」や「部活動の在り方に関する方針」で示した具体的な取組を遅滞なく推進するとともに、数値目標の達成に向け、取組の効果を検証し、必要な見直しと改善を行い、実効性のある対策を進めていく必要がある。

（注１）　教育職員の申告により把握する「各学校で割り振られた勤務時間以外に勤務している時間」をいう。

（注２）　年度月 100 時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、４月から３月までの間に月 100 時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

H28：12.1%　H29：10.7%　H30：9.6%

ⅱ　仕事と育児・介護等の両立支援の推進

育児・介護のための休暇や育児休業制度においては、これまで整備・充実が図られてきており、平成 29 年１月には、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大などの改正が行われ、平成 29 年度から全ての任命権者において、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度が導入されたところである。

任命権者は「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」に基づき、男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率（注１）及び男性職員の育児休業取得率を、令和２年度までに、それぞれ 100%及び 13%に向上させることを目標として取組を行っている。

数値目標の実績値（注２～３）は着実に上昇しているが、仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに、引き続き努めていく必要がある。

（注１）　男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇（３日以内）又は男性の育児参加休暇（５日以内）を１日以上取得した者の割合である。

（注２）　男性職員の育児休業取得率（知事部局等・教育委員会・病院局）

H28：1.5%　H29：6.6%　H30：7.9%　目標値 R2：13%

（注３）　男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率

	H28	H29	H30	R2目標
知事部局等	100%	98.3%	100%	100%
教育委員会	56.6%	75.0%	83.6%	100%
警察	90%	94.1%	100%	100%

ⅲ　その他

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、本年１月から、年次有給休暇の確実な取得を図るため、年 13 日の取得を目標としつつ、最低限、年５日の取得を確実に行うよう、計画的に取得を推進する取組が強化された。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、本年８月から時差出勤勤務制度が導入されたところである。

引き続き、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弾力的な勤務体系等の導入についても、研究を行う必要がある。

(f)　メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、長期の休暇・休職者の中で精神疾患を理由とする職員の割合が高い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、平成 28 年度には、すべての任命権者において、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度の運用が開始されたところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(g)　ハラスメント対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われてきたところである。

しかしながら、平成 30 年度に知事部局において実施された職員へのアンケート調査では、パワーハラスメントを受けたと感じた職員や、見たり聞いたりした職員の割合が、いずれも平成 29 年度より増加している。

国では、民間におけるパワーハラスメント防止対策等を含む「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号)」が成立したことを受け、国家公務員における更なるパワーハラスメント防止対策を検討し、新たな防止策を講じることとされた。

本県においても、職員アンケート調査結果と国の検討状況等を十分に踏まえ、新たな防止策や対策の充実・強化に向けた検討を行い、ハラスメントのない職場づくりの取組をより一層進める必要がある。

(h)　会計年度任用職員制度への移行

一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の必要な移行等を図るため、平成 29 年５月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和２年４月に施行される。

本県では、本年３月に関係条例を、本年６月には関係規則の制定・改正を行い、会計年度任用職員制度の整備を進めてきた。

任命権者では、この規定整備等を受けて、本年７月から関係者への説明会を行うなど、現在、移行に向けた準備が着実に行われている。

本委員会では、引き続き、会計年度任用職員制度へ適切かつ円滑に移行できるよう、制度の運用状況等を注視し、必要に応じて助言を行う。

(i)　障がい者雇用に関する取組

本県では、雇用分野での差別禁止等を義務付けた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号)」が平成 28 年４月に施行されたことなどを踏まえ、障がい者雇用の一層の促進を図るため、職員採用において、これまで身体障がい者のみであった採用区分を、知的障がい者及び精神障がい者に拡大することとした。

本委員会では、昭和 63 年度から身体障がい者を対象とした選考試験を実施しているが、採用区分の拡大を受け、平成 30 年度に知的障がい者と精神障がい者を対象とした選考試験を実

施した。試験の実施にあたっては、障がいの種類に応じた配慮を行い、円滑に実施することができたところである。

また、任命権者では、平成 30 年度から全職員を対象とした障がいを理解するための研修を行い、本年度からは、専任支援員を配置し、相談対応等の支援体制を整備している。

障がい者の採用にあたっては、各任命権者が、あらかじめ障がいの内容や程度に応じて能力を発揮できる業務等を用意するとともに、合理的配慮の提供に向けて、職務環境を整える取組を進めることが必要である。

(j)　定年の引上げに関する取組

国家公務員については、人事院が、昨年８月、国会及び内閣に対し「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行っており、本年の人事院勧告においても、定年の引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請が行われたところである。

本県では、平成 26 年度から新たな再任用制度を開始しており、本年４月１日現在の再任用職員数は 404 人（行政職 125 人）で平成 25 年４月１日現在と比較して 359 人（行政職 119 人）増加している。

本県においても、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用する必要性については、国と同様の状況にあることから、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引き上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進める必要がある。

(ｳ)　勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

イ　勧　　告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

(ｱ)　職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第１号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第６号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第７号）の改正

a　給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

b　期末手当及び勤勉手当について

(a)　令和元年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.9 月分（特定管理職にあっては、1.1 月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分（特定管理職にあっては、0.6 月分）とすること。

(b)　令和２年６月期以降の支給割合

６月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.875 月分ずつ（特定管理職にあっては、それぞれ 1.075 月分ずつ）とすること。

再任用職員については、６月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分（特定管理職にあっては、0.575 月分）とすること。

(ｲ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第７号）の改正

a　給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ｳ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第８号）の改正

a　給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

(ｴ)　改定の実施時期

この改定は、平成 31 年４月１日から実施すること。ただし、(ｱ)のｂの(a)については令和元年 12 月１日から、(ｱ)のｂの(b)については令和２年４月１日から実施すること。

（別記第１から第３まで省略）